

オアシス中之郷 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社オアシスが開設するグループホーム オアシス中之郷 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」する。）が行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」とする。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立った、適切かつ円滑な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護」とする。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 当該事業所は、要支援2及び要介護者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、要支援2及び要介護者の身体及び精神の状況及びその置かれている環境に応じて、共同生活住居に於いて相談、その他日常生活上の援助を適切且つ効果的に行うものとする。
- 2 当該事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称

オアシス中之郷

(2) 所在地

富士市中之郷 3152 番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 当該事業所に従事する職種、従業者数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 介護支援専門員 1人以上

計画作成担当者は、事業所への利用の申込みに対する調整、介護職員に対する技術指導、認知症対応型共同介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「計画」とする。）の作成等を行う。

(3) 介護職員 6人以上（常勤換算）

介護職員は、計画に従って介護を行う。

(入居定員)

第5条 当該事業所の入居者の定員は、18人とする。

(介護の内容)

第6条 介護の内容は、次の通りとする。

- (1) ご利用者に対する相談。
- (2) 食事の提供。
- (3) 健康管理。
- (4) 余暇活動の支援。
- (5) 緊急時の対応。
- (6) 関係機関との連絡及び調整。
- (7) その他、日常生活に必要な介護。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 1 当該事業所の介護の提供に掛かる費用は、厚生労働大臣が定めた基準（介護報酬額）によるものとし、当該介護が法定代理受領サービスである際は、その負担割合に相当する額とする。

2 当該事業所は、前項に定める額その他、次の各号に定める費用については、別に定める。その費用に関しご利用者及びご家族の同意を得た際は、ご利用者から当該費用の額の支払を受けることができる。

- ① 居住費
- ② 食費
- ③ 水道光熱費
- ④ 共益費（共用部分に関わる管理、点検、清掃に関する費用）
- ⑤ 受診処方代・理美容代・趣味嗜好品代・紙おむつ代・紙パンツ代・尿取りパット代。
- ⑥ その他、日常生活で通常必要となる費用のうち、ご利用者が負担することが適当と認められるもの。

尚、居住費、共益費については入院等不在時にもご負担頂くものとする。

3 前項の費用を変更した場合は、当該変更した額について新たに同意を得なければならない。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 1 当該事業所は、予め入居申込者又はそのご家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び介護の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

2 当該事業者は、入居者が入院治療を要する等、入居者に対し必要なサービスを提供する事が困難な場合は、適切な病院又は診療所の紹介、その他、適切な措置を速やかに講ずるものとする。

(非常災害対策)

第9条 当該事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立てて置くと共に、非常災害に備えるため、定期的に避難、通報、救出、その他、必要な訓練を行うものとする。

(身体的拘束及び虐待防止のための措置)

第10条 ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、身体的拘束廃止委員を設置し必要な体制の整備を行うと共に、従業員に対して研修等を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

- 第 11 条 1 提供した介護に関して、ご利用者又はそのご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した介護に関して、法第 10 条第 1 項の規定により市が行う報告、若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、ご利用者及びご家族からの苦情に関して市が行う調査に協力すると共に、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した介護に関して、法第 48 条第 1 項の規定により県知事又は市長が行う報告、若しくは帳簿書類その他の物件の提出、若しくは提示の命令又は当該職員からの質問、若しくは事業所の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、ご利用者又はそのご家族からの苦情に関して県知事又は市長が行う調査に協力すると共に、県知事又は市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により国民健康保険団体連合会の行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

- 第 12 条 当該事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けると共に、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内。
- (2) 継続研修 1 ヶ月に 1 回。

(その他、運営についての重要事項)

- 第 13 条 1 当該事業所は、ご利用者に対し適切な介護を提供できるように、従業者の勤務の体制を定めて置くものとする。
- 2 当該事業者は、ご利用者に対する介護の提供に当って、ご利用者の身体的拘束、その他ご利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。但し、当該ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護する為の緊急時やむを得ないと判断され、他に手立てが無く、一時的に事業所の嘱託医が認め指示した場合には、本人、家族に説明し措置を講じるとする。
- 3 当該従業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の個人情報の秘密を保持する。従業者であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の個人情報の秘密を保持させるため、従業者で無くなった後に於いてもこれらの個人情報の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 当該事業所は、従業者、設備、備品及び経理に関する諸記録を整備する。
- 5 当該事業者は、ご利用者に対する介護の提供に関する諸記録を整備し、当該介護を提供した日より 5 年間保存する。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業者の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 1 年 5 月 1 日から施行する。

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

オアシス中之郷運営規程

株式会社 オアシス